



還付金詐欺防止への取組みについて

～被害防止に向け、ATMに新機能を追加します～

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、増加する還付金詐欺防止対策の一環として、ATMにおける振込取引のうち、還付金詐欺が疑われる取引を停止する対策を実施します。

市役所の職員や銀行員の名前を騙り「医療費等の還付金を受け取ることができます」などと高齢のお客さまをATMへ誘導し、お金を振り込ませる還付金詐欺が増加しています。

当行では、このような被害を防止するため、70歳以上のお客さまによるキャッシュカード振込の際、還付金詐欺が疑われる取引を検知した場合、ATMのお取引を自動的に停止する対応を開始します。

今回の利用制限は、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応ですので、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 対象となる取引

70歳以上のお客さまによるキャッシュカード振込のうち、還付金詐欺が疑われる取引。

2. 対応の内容

対象となる取引を検知した場合、当該の取引を自動的に停止させていただきます。

3. 対応開始時期

平成29年5月29日（月）から

4. その他

本機能により振込取引が自動停止した場合は、営業店窓口へご相談ください。

以 上